議 案 第 145 号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の一部変更の認可について

平成30年10月26日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市民 病院機構に係る中期計画の一部変更については、申請のとおり認可する。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の一部変更について認可をするため、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大病財第14号

平成30年10月26日

大阪市長 吉村洋文様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤伸英 印

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画変更の認可申請について

地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画を別紙のとおり一部変更することについて、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の変更について

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画を次のように変更する。

第4第1項の表中「39,980」を「39,983」に、「24,515」を「24,518」に、「218,017」を「218,020」に、「40,089」を「40,092」に、「15,868」を「15,871」に、「215,438」を「215,441」に改める。

第4第3項の表中「224, 353」を「224, 356」に、「24, 535」を「24, 538」に、「24, 515」を「24, 518」に、「15, 880」を「15, 883」に、「15, 868」を「15, 871」に改める。

第8第2項第2号の表中「12,154百万円」を「12,157百万円」に改める。

∫傍線は削除 太字は改正

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画(抄)

前文

省 略

第1-第3 省 略

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの適切な運営費負担金の投入のもと、公的医療機関として果たすべき医療機能を継続して提供していくためには経営基盤の確立が不可欠であることから、効率的な病院経営に努める。

1 予算(平成26年度~平成30年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
省略	省 略
資本収入	39, 980
	39, 983
運営費負担金	24, 515
	24, 518
省略	省 略
省略	
計	218, 017
	218, 020
支出	
省略	省 略
資本支出	40, 089
	40, 092
建設改良費	15, 868
	15, 871
省略	省略
計	215, 438
	215, 441

省略

2 省 略

3 資金計画(平成26年度~平成30年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金収入	224, 353
	224, 356
省略	省 略

投資活動による収入	24, 535 24, 538
運営費負担金による収入	24, 515 24, 518
省 略	省 略
省略	省 略
資金支出	224, 353 224, 356
省略	省 略
投資活動による支出	15, 880 15, 883
有形固定資産の取得による支出	15, 868 15, 871
省略	省 略
省略	省 略

省 略

4 省 略

第5-第7 省 略

- 第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
 - 1 省 略
 - 2 その他法人の業務運営に関し必要な事項
 - (1) 省略
 - (2) 施設及び設備に関する計画(平成26年度~平成30年度)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、 医療機器等整備	総額 <u>12,154百万円</u> 12,157百万円	省略
省 略	省 略	

省 略

(3)-(4) 省略

(参 考)

地方独立行政法人法(抄)

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2-4 省 略

(料金及び中期計画の特例)

第83条 省 略

- 2 省 略
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。